

第2回 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 (議事の記録)

1 日時

令和5年11月9日(木) 午前9時から午前11時30分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

(有識者)

伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
武 るり子 犯罪被害者遺族
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(警察庁)

江口 有隣 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
藤田 有祐 長官官房犯罪被害者等施策推進課長
関口 真美 長官官房参事官(犯罪被害者等施策担当)

(関係府省庁)

笹 泰子 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課課長補佐
五十嵐 広和 こども家庭庁支援局虐待防止対策課自治体支援推進官
境 勝利 総務省大臣官房企画課課長補佐
中嶋 靖夫 法務省大臣官房秘書課補佐官
本田 恭子 法務省大臣官房司法法制部参事官
清宮 崇資 法務省矯正局成人矯正課補佐官
谷村 隆昌 文部科学省大臣官房政策課専門官
富澤 直嗣 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括官室企画調整専門官
佐藤 義則 国土交通省総合政策局政策課企画専門官
増田 裕輔 金融庁企画市場局総務課調査室課長補佐

4 概要

(1) 前回検討会での質問に対する回答

ア 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度を担う担当者の業務概要等
法務省から、資料1-1に沿って、矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度を担う担当者の業務概要等について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

○ 本制度は、刑法の一部改正等に伴い、申出があった被害者の心情等を聴取し、これを踏まえて矯正処遇等を行うほか、申出をした被害者が希望した場合には、

受刑者等にそれを伝達するというを中心とするもので、被害者の心情等に十分配慮するとともに、受刑者等に被害者の心情等を理解させることの重要性に鑑みて受刑者等の改善・更生等にも資する制度とする必要があるという考えに基づき、運用について検討を進めてきたものである。

- 担当者の業務に関し、まず、職員の指名について、職員は、全国の支所を含む刑事施設、分院も含む少年院に配置し、各施設において、加害者処遇を担当する部署に所属する刑務官又は法務教官から、男女各1名以上の複数名を指名しようと考えている。これら施設には、医療刑務所や医療少年院も含まれる。
- 本制度の概要としては、被害者から申出があった場合、利便性を考慮して、全国の矯正管区・矯正施設において受付をし、その後、聴取日時等を通知することになるが、聴取場所は全国の矯正管区・矯正施設を考えている。基本的には矯正官署における聴取を想定しているが、被害者の利便性や個別具体的な事情に応じ、収容施設に限らず、例えば、被害者の近隣の施設や矯正官署外で聴取することも認められる運用を想定している。聴取に際しては、被害者が話しやすい環境を整えることが大事であると考えており、プライバシーに十分留意するとともに、内装等にも配慮した部屋を整備することとしている。

聴取方法としては、原則口頭で伺い、被害者の確認を得ながら書面を作成する予定である。必要に応じて第三者の同席も考えており、支援センターの方も含まれると考えているが、必要性から判断することを想定しているため、特定の機関等に属していることをもって同席の可否が決められるものではない。第三者の同席は施設長の判断になるが、同席を認める趣旨は研修等を通じて周知・指導しており、各施設において適切に運用されるものと考えている。

加害者への伝達については、原則として聴取書面の読み聞かせという形で、速やかに行うことを考えている。被害者に対して伝達の有無や内容等は基本的に書面で通知し、希望がある場合には、心情等の伝達を受けた加害者が、例えば、被害者の心情について述べたこと、被害弁償について述べたこと、特に被害者に伝えてほしいと述べたことなど、被害者等の心情について述べたことも通知する運用を予定している。

聴取する職員と伝達する職員について、基本的には被害者に近隣の刑事施設まで来てもらうことを原則として考えているが、受刑者等の入所施設と被害者の居所が遠方の場合、被害者の方の居所の近隣施設の職員が聴取を行うことも考えており、被害者の利便性や意向を踏まえ、聴取した者と別の者が伝達することも可能な仕組みになることを予定している。

- 担当者の業務内容については、本制度に関する窓口としての機能、申出の受付としての機能、聴取・伝達の業務を実際に行うという3つが中心となる。加えて、施設の実情に応じて、被害者に関する情報等の管理をどうするかということを一義的に考えさせる、心情等を考慮した処遇に関与させるということプラスしていくことを考えている。
- 矯正管区の役割については、担当者を配置し、資料記載のとおりであるが、各施設の担当者に対する研修を企画立案させたり、被害者に関する施策の広報や問合せの対応にも一義的に当たらせることを考えている。犯罪被害者等支援におけ

る連携という観点から、本制度を適切に運用していく上では他の機関における支援活動等についても理解を深めることが肝要であると認識しており、職員研修に協力いただくほか、広報において連携して進めていきたいと考えている。

- 補足として、更生保護との連携も考えなければならず、本制度と更生保護官署における心情聴取・伝達制度は、利用される被害者及び対象の加害者において重複することも見込まれるため、加害者処遇に必要な範囲で本制度の利用結果等を引き継いでいく運用を想定している。

これに対し、構成員から、次のとおり発言があった。

- 聴取の際の第三者の同席について、地方公共団体の担当者に付き添ってもらいたいという場合もあると思うので、そのような場合があることを念頭に置いておいてもらいたいし、聴取場所についても、地方公共団体の会議室でお願いしたいということもあり得るかもしれない。地方公共団体の犯罪被害者等支援の担当部門とも普段から連絡を取っているようにしてもらいたい。
- 聴取場所として、支援センターも検討していただきたい。
- 本制度が始まるに当たり、随分期間が短くて、矯正施設から支援センターに対し、どうやってよいのか分からないとの連絡があり、支援センターに研修に来てイロハを学んでもらいたいと伝えたところ、たくさんの方が支援センターに来られているようである。支援センターも非常に忙しく、費用もかかるので、有料ということも考えてもらいたい。

イ 犯罪被害者等支援弁護士制度

法務省から、資料1-2に沿って、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 本制度は、一定の犯罪被害者等が被害直後のできるだけ早い時期から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするという制度である。
- 犯罪被害者等は、被害直後から相当な期間にわたって、刑事裁判・民事裁判への対応を含めた捜査機関への対応や加害者側への対応、各種支援を受けるための申請手続、また、事案によっては報道機関への対応など、様々な対応をとることが迫られる。しかし、犯罪による精神的・身体的な被害等によって、このような対応を自ら行うことができない上、その被害に起因して経済的に困窮に陥り、弁護士による支援も受けられないという場合がある。

現在も、犯罪被害者等への支援は整備されているものの、法テラスの現行制度は、例えば、DV等の被害者に対する法律相談の支援であったり、被害者参加制度を利用する場合のみの支援であったりと限定的な支援にとどまっている。

生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするため、本制度を創設する必要があると、令和2年度以降、その創設を目指して有識者や実務者と協議して検討を進めているところである。

- 本制度の創設に当たっては、法テラスの業務を規定する総合法律支援法を改正する必要があると、現在、援助対象、援助内容、利用要件、費用負担等について制

度の担い手となる日本弁護士連合会、法テラス、財務省等と協議を重ねているところ、全国均質的な制度としなければならないことから、支援体制の構築、支援弁護士の数や質の確保等についても検討を行っている。

資力要件については、関係各所と協議を進めながら検討しているところであるが、一定の資力要件を設けることは前提になる見込みである。弁護士の報酬についても、制度の担い手となる日本弁護士連合会のほか、財務省等も含めて検討を進めているところである。

- 犯罪被害者等施策推進会議決定では、令和6年6月までをめどに結論を出し、これを踏まえて所要の法整備を行うこととされているため、必要な検討準備を進め、新制度の早期実現に向けて取り組んでまいりたい。

これに対し、構成員から、次のとおり発言があった。

- 民事裁判の援助というのはよくあるが、その後の援助がなく、損害賠償の支払がない場合に加害者と被害者が向き合わなくてはならず、トラブルが起きたりするので、判決が終わった後も援助してもらいたい。
- 被害者にはいろいろな法的支援のニーズがあり、当然、損害賠償の徴収や強制執行ということも関係してくるかと思うが、刑の執行段階における支援ということまでカバーできる制度を検討していただきたい。
- 地方公共団体において各種支援制度ができてきており、その際の補助も援助内容に入れていただけるのか。そういうところに法律の専門家が入るとよいと思うので、検討していただきたい。

ウ 犯罪被害者等支援に係る地方財政措置

警察庁から、資料2-1に沿って、犯罪被害者等支援に係る地方財政措置について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 犯罪被害者等支援の体制整備に係る国から地方公共団体に対する財政支援としては、平成20年度以降、地方交付税措置が講じられている。

具体的には、道府県に対する普通交付税の包括算定経費における共生社会推進費の一部として、各種連絡会議の活用、地方団体職員向けの研修の実施、被害者の視点に立った施策が推進されるための体制整備、総合的対応窓口の充実や支援ハンドブックの作成・活用、民間被害者支援団体の活用、地域における犯罪被害者等支援の機運の醸成、各種支援制度の周知を図るための広報啓発といった道府県における犯罪被害者等対策の企画・立案や相談業務に関する経費が措置されているものと承知している。

この普通交付税について、その用途は地方公共団体の自主的な判断に任されており、国が用途を制限したり条件をつけたりすることは禁じられている。

- 包括算定経費は、測定単位が人口又は面積とされており、共生社会推進費が含まれている企画費については、人口を測定単位とすることとなっている。令和5年度においては、人口170万人規模の標準団体につき、犯罪被害者等対策の企画・立案や相談業務に関する経費を含む共生社会推進費は600万円が算入されているものと承知している。

これに対し、構成員から、次のとおり発言があった。

- 本地方交付税措置では、用途が限定されているわけではなく、犯罪被害者等支援に使われていない可能性もあるわけなので、包括的ではなく、こういう経費として使ってくださいという一定の犯罪被害者等支援に用いられるような形で措置するということが必要ではないか。

エ 国による民間被害者支援団体に対する財政援助

警察庁から、資料 2-2 に沿って、国による民間被害者支援団体に対する財政援助について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 犯罪被害者等支援に係る国から民間被害者支援団体に対する財政援助としては、警察庁において、相談業務の委託に要する経費、直接支援業務の委託に要する経費、性犯罪被害者支援業務の委託に要する経費、被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託に要する経費の都道府県警察費補助金を予算措置している。

また、全国斉一な支援を行うための意見交換や情報共有、相談に対する研修等の活動支援に要する経費を国費で措置している。

- 令和 5 年度において、民間被害者支援団体に対する財政援助としては、これら経費の合計約 2 億 6,800 万円を予算措置している。

これに対し、構成員から、次のとおり発言があった。

- 国で約 2 億 6,800 万円措置されているとのことであるが、支援センターに対しては、都道府県や都道府県警察が必要とする経費を依頼する形となっており、このような金額は下りてきていない。そのため、支援センターは、財政難で非常に困っている。

オ 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用状況

金融庁から、資料 2-3 に沿って、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用状況について説明がなされた。その要旨については、次のとおり。

- 振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者の財産的被害の迅速な回復に資するということを目的とした法律で、議員立法として平成 19 年 12 月に成立し、平成 20 年 6 月に施行されたものである。

振り込め詐欺等の被害者に対し、被害者が振り込んだ先の口座に 1,000 円以上の残高が残っている場合には、これを原資として返金を行うということによって被害の回復を図るというものである。

そして、例えば、被害者から返金申請がなかった場合など、返金し切れずに残金が発生する場合があるが、この残金が預金保険機構に納付される預保納付金の財源となっており、預保納付金は、法律上、犯罪被害者等支援の充実のために支出するとされていて、現在は、日本財団が 2 つの事業、犯罪被害者等支援団体に対する助成事業と犯罪被害者等のこどもに対する奨学金事業を実施している。なお、助成事業や奨学金事業の対象となる被害者は、振り込め詐欺等の被害者に限

定されず、生命・身体犯等の被害者も含む犯罪被害者全般を対象としている。

- 預保納付金の活用状況について、犯罪被害者等支援団体に対する助成事業は、被害者の視点に立った支援を実現するため、犯罪被害者等支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の充実・強化を図るものとなっており、令和4年度は1.5億円、平成29年度からの累積総額は16.3億円で、助成率は100%を原則としている。平成29年度という時期については、助成事業においては助成対象の見直しが行われ、奨学金事業においては奨学金を貸与制から給付金に変更しており、1つの区切りとしている。令和4年度の主な支援事業は、犯罪被害者等支援に関わる人材育成、犯罪被害者等支援に関わる広報啓発活動、犯罪被害者等電話サポートセンターの運営等ということになっている。

犯罪被害者等の子どもに対する奨学金事業は、被害者本人が生計を担う者であった場合等は、日常の生活費に加えて十分な額の教育費を支出するということが困難な場合もあると想定されるため、その子どもが十分な教育を受ける機会を確保するものとなっている。給付の奨学金となっており、具体的な給付額は、大学・大学院生の場合は、月額5万円、一時金30万円、高校生の場合は、国公立で月額1.7万円、一時金5万円となっている。

- 預保納付金については、振り込め詐欺救済法が施行された平成20年までの間に犯罪利用口座に蓄積されていた金銭のうち被害者に返金できなかった金銭がファンドとして積み立てられた。平成25年度以降、団体助成事業と奨学金事業を行っており、ここ数年は助成金と奨学金の合計額が毎年預保納付金の金額を上回っているため、残高は減少傾向にあるということを知っている。具体的な金額は、令和4年度であれば、預保納付金が2.2億円、助成事業が1.5億円、奨学金事業が1.3億円で、預保納付金2.2億円に対して事業の合計額が2.8億円ということの上回っているということになる。

団体助成事業の金額は、毎年発生する預保納付金の中から支出しているため、預保納付金の金額に影響されるというところであるが、結果として預保納付金の残高が減少していくというのは、振り込め詐欺救済法の目的に照らすと、望ましいことだとも考えられ、その辺りは、預保納付金の中で持続可能な運営を担い手である日本財団と実際に助成を受ける団体との間で調整しているものと承知している。

これに対し、構成員から、次のとおり発言があった。

- 被害者はこれからも生まれてくると思うので、支援センターにこの辺の助成がないと、先が非常に先細りとなってしまい、充実した支援を行いたいと思っているのに予算がついてこないという問題があるので、国としても助成いただけたらと思う。犯罪被害者等支援は、人の心によって成り立っており、人材育成がとても重要なので、こういうところに予算をかけてもらいたい。

(2) アンケート及びヒアリング結果の報告

事務局から、地方公共団体に対するアンケート及び関係機関・団体に対するヒアリ

ングの結果について、資料3、4に沿って、結果概要とともに、次のとおり説明がなされた。

- アンケートについて、事務局では、全ての都道府県、政令指定都市、市区町村を対象としてアンケートを実施し、資料3は、そのアンケートの結果を取りまとめたものである。アンケートの回収率は、都道府県、政令指定都市は全て、市区町村は1,721分の1,689となっている。
- ヒアリングについて、事務局では、より地方の実情を把握するため、地方公共団体である都道府県・政令指定都市・市区町村、支援センター、都道府県警察に対してヒアリングを実施しているところで、資料4は、これまで実施したヒアリングの結果を取りまとめたものである。ヒアリングは、今後も進めていく予定で、資料4は、暫定版である。

(3) 本検討会において検討すべき論点

座長から、本検討会において検討すべき論点について、前回検討会における構成員の意見を踏まえ、事務局に修正資料を作成させたので、説明するようにとの指示があり、事務局から、資料5に沿って、体制の構築に関する論点及び支援の内容に関する論点に推進方策に関する論点を追加した旨説明がなされた。

座長から、構成員に対し、資料5に挙げられている論点を本検討会における議論の対象とする旨が諮られ、賛同が得られた。

(4) 議論すべき個別の論点等の資料説明

座長から、具体的な討議を行うに当たり、前回検討会における構成員の問題意識を踏まえて事務局に検討項目を整理させた資料を作成させたので、これら資料を説明するようにとの指示があり、事務局から、資料6～8に沿って、次のとおり説明がなされた。

ア 検討会において議論すべき個別の論点（資料6）

資料6は、資料5の本検討会で検討すべき論点を踏まえ、議論いただきたい個別の論点について、これまで実施したアンケートやヒアリングの結果も踏まえつつ、まとめたものである。記載のない点も議論を妨げるものではない。

イ 体制モデル図（資料7）

資料7は、アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、犯罪被害者等支援においてワンストップサービスを構築する場合の体制の在り方として、どういうモデルがあり得るのかという観点から、3つの体制モデル図を作成したものである。

①3機関ワンストップ対応型は、警察、支援センター、都道府県が同一の拠点に所在し、これら3機関が連携して対応すべき事案が発生した際には、速やかに3機関が合同で支援策を協議・実施するという点が特徴として挙げられる。

②コーディネーター調整型は、都道府県による市区町村への関与を期待するという観点から、都道府県職員であるコーディネーターに情報を集約し、支援全体の調整を担わせるとともに、当該コーディネーターが市区町村に対するスーパーバイザ

一としての役割も果たすという点が特徴として挙げられる。

③支援調整会議型は、コーディネーターが支援調整会議を招集・開催し、その会議で支援計画を決定した上で、関係機関・団体が支援計画に基づき、それぞれ支援を実施するという点が特徴として挙げられる。このモデルにおいて、どの機関にコーディネーターを置くかという点については、御議論の余地があると考えている。

ウ 犯罪被害者等に特化した支援メニューリスト（資料8）

資料8は、アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、都道府県又は市区町村で導入されている犯罪被害者等に特化した支援メニューを一覧にしたものである。一覧に掲載されている支援メニューについては、必ずしも全ての地方公共団体で導入されているものではなく、むしろ、導入している地方公共団体は非常に少数にとどまるものも含まれている。

(5) 討議

各構成員の発言は以下のとおり。

ア 意見資料の説明

資料9として、意見をまとめて提出している。

現在、都道府県や市区町村等において犯罪被害者等支援に当たる専門職が非常に不足しているということを前提にして、まずは専門職を増やしてほしいということをもとめたものである。

国レベル、都道府県レベル、市区町村レベルと並べているが、とりわけ、都道府県レベルでの専門職の充実が必要ではないか。職種としては、経済的な問題が多く、そういう生活全般にわたる支援を行うという意味では、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉士が一番考えられる。1名だと孤立化してしまうこともあるので、2名お願いしたいと考えている。

さらに、その育成をシステムとしてどのように行っていくかということであるが、ケアマネジメントをきちんと行うとともに、研修体制が非常に重要で、最初の数年間は、国が音頭をとって研修を行ったりシステム作りを行ったりし、質の違いをなるべくなくすことが重要である。

イ 支援体制の構築に関する論点

(ア) 犯罪被害者等支援において各機関・団体が果たすべき役割

○ 共通認識として、被害者になると、その日から生活が一変し、とにかく何をどうしていいか分からない状況に陥り、今までできていたことが全くできなくなる上、様々な高額なお金がかかるし、被害者自らどのような法律があつてどのような制度を使うことができるのかは分からない。これらを念頭に置いて、被害者には誰かが横について点ではなく線で支えていくということをお願いしたい。

○ 都道府県では、特化条例がほとんど制定されてきているが、市区町村では制定未了のところもあり、被害者がまず手続に訪れるのは地元の市区町村なの

で、市区町村における特化条例の制定が急務ではないか。市区町村の条例制定に当たっては、トップの意識も大きいのではないかと思います。

- 市区町村の役割は大事であるが、やはり意識が薄いと思う。それは、現状、何をすべきか明示されていないからではないかと思っており、きちんと文章で明示することが必要ではないか。

さらに、市区町村の意識を高めるためには、命の大切さを学ぶ教室をもっと活用すべきではないか。犯罪被害者等支援は、特別なことであるという意識が高く、知らないからこそ不安ばかりを抱えているように思うので、被害者の話を聞いてもらい、自分たちの仕事としてやろうという意識になってもらいたい。

- 地方公共団体において、都道府県は、いろいろな制度ができてきているが、市区町村は、まだまだ条例、計画、制度を持っていないところが多く、これが、地方公共団体が抱えている犯罪被害者等支援に関する一番の大きな問題であり、それらを整備していくことが出発点で、どのようにすれば市区町村で制度の整備が進むかという問題意識を持っておく必要があるのではないか。
- 市区町村の規模では、独自で専門職の配置等の一定の措置をするのは難しいところもあるので、まず、都道府県が管下の市区町村に対するサポート、情報提供、研修等の支援体制を構築する役割を果たすことが望ましいのではないか。
- 都道府県においては、研修会を行っており、その中でロールプレイ等を行っているところがあるが、支援センターも入り、連絡を密にしてお互い顔の見える形で研修会を進めていくことが必要ではないか。

(イ) ワンストップサービスの実現について

a 多機関ワンストップサービスの在り方

(a) 仕組み

- 被害者は、ある機関に行って、とても大変な思いや嫌な思いをしたら、そこには行かなくなるので、どこに相談が入っても、きちんとした支援が受けられるようになってほしい。また、被害者は、事件直後、全部が敵に見えてしまう状況に陥っており、そのため、まず不信感から入り、信頼できる関係を構築するには時間がかかる、そのことも覚えておいてほしい。
- 犯罪被害者等支援は、被害者を真ん中に置いて支援をしなければ、被害者のためにならない。被害者が前に進むためには、被害者の意思を尊重するということが重要であり、情報提供やアドバイスはするが、話をきちんと聞いた上でお願いしたい。
- 体制モデル図3つのうちどれかということではなく、全部をいい形で取り込むこともできるのではないか。都道府県レベルでは、警察、都道府県、支援センターという3つの機関が、同じところにオフィスを置かなくてもよいかもしれないが、機能的にワンストップ的な対応ができる体制を構築しておいて、かつ、どこがコーディネーターをやってもよいが、コーディネーターが配置され、市区町村に対して条例制定や計画策定の調整も含め

たいろいろな調整を行うのがよいのではないか。

- 実態として、まずは、③支援調整会議型ができないと上にいかないと感じるので、最低、③支援調整会議型ができた上で、②コーディネーター調整型と①3機関ワンストップ対応型をどのように組み込んでいくかということではないか。
- 3つの体制モデル図を示していただいたが、地方公共団体によって規模や状況が違うため、1つのモデルを作るというのはあまり現実的でないと考える。地方公共団体に合ったやり方をいくつか紹介していく、進めていくのがよいと思う。

同時に、地域の格差をなくすということを目指していくため、何があれば実現できるのかという具体的なところまで議論できればよい。

- ①3機関ワンストップ対応型について、メリットとしては、3機関が同じ場所にあるので、三位一体となつてすぐに情報提供や共有ができて、何をするかということも非常に早い段階で動けるといふところがあるが、デメリットとしては、支援センターが動ける部分が非常に少ないという話も聞いたことがあり、その場合、被害者の意向をきちんと聞くことができているのかという問題がある。

②コーディネーター調整型について、各都道府県や支援センターの状況を確認しながら進めていかなければ、先に進めないのではないかと思う。

③支援調整会議型について、このような形で行っているところが普通ではないかと思う。警察の被害者支援室が中心となつて関係機関を集め、各機関が自分のところで何ができるのかということをそれぞれ持ち寄り、1枚の用紙にまとめ、それを被害者に提示したことがあり、これを見た被害者は自分の意思で動くことができる。

- 市区町村に動いてもらうには、都道府県の役割を非常に大きくしなければ難しく、その意味で、②コーディネーター調整型は非常に重要である。

③支援調整会議型では、会議だけでは個別のケースには対応できないので、市区町村を巻き込むには、②コーディネーター調整型が一つの大きなヒントになるのではないかと考える。

- 会議は、今も連絡調整会議を行っているところは多いと思うが、常設のものとして条例できちんと規定する必要があると考えるし、お互いのノウハウや経験の共有や個別の対応など、要保護児童対策地域協議会のような仕組みがあつてよいのではないか。都道府県と市区町村が一緒になった支援調整会議を設けることは重要であるが、現時点で犯罪被害者等支援の制度を持っていない市区町村がかなりあることを考えると、会議の機能をどうするかということも併せて検討したほうがよいと考える。

会議のイメージは3つあり、1つ目は、現時点で条例、計画、制度を持っていない市区町村が全部出席し、そのような市区町村がどのような形でやっていけばよいのかということ全体で議論してサポートができるような役割が考えられる。

2つ目は、いろいろな制度を持っている市区町村が増えてくる中で、お

互いに情報交換をしたり支援をしたり、場合によっては都道府県が市区町村の研修を行うなど、都道府県下での支援体制の効率化や充実化が考えられる。

3つ目は、個別のケースに関して、例えば、市区町村にまたがったような形で被害が発生しているような場合には、調整する必要があるので、調整機能が考えられる。

会議は、この3つの機能を持っている必要があり、その上で、さらに、都道府県レベルにおいて、3機関のワンストップがあってもよいかもしれないし、コーディネーターを配置するということが排他的でないと考えられる。

(b) 情報共有

- 被害者は、まず、警察に関わるので、そこから情報提供がないと、関係機関につながらない。被害者から支援センターに直接連絡があれば、同意書は必要ないが、警察からの情報提供となった場合には、同意書が必要であり、いろいろな関係機関につなげるためには、ぜひ多くの被害者から同意書を得ていただきたい。
- 情報共有は大事であるが、被害者は一度不信感を持つと、どんどん募っていくおそれがあるので、信頼できるコーディネーターが必要で、被害者にもきちんと説明しなければならないと考える。
- 被害者に適切なワンストップの支援をする上で、情報共有は非常に重要であるが、被害者の同意が得られないような場合、個人情報保護法では、一定の場合には行政機関で情報共有することができるとなっていたと思うので、緊急時には適用できる余地がある。

他方、そこまで緊急性が高くない場合には、基本的に被害者の意思を尊重する必要があると思うが、被害者の中には、知り合いが大勢いる市区町村には伝えてほしくないという人もいるところ、これは、逆に言うと、情報管理が徹底できていないおそれがあるということではないか。

早期援助団体は、いい加減な情報管理をしているところはダメだということで、厳しい情報管理や人材に関する規定を持っていることを要件としている。地方公共団体においても、被害者の情報が絶対に漏れないと被害者が安心できる仕組み整備し、それを被害者に示すことが重要で、これが徹底されれば、被害者が不安を持つ必要がなくなる。例えば、DVでは親族に情報が漏れては困る場合があるし、立場によっても異なることから、そのような点も考慮し、情報管理の在り方や秘密保持をきちんと徹底するとともに、緊急性が高くない場合には被害者の同意をきちんと得た上で情報共有をしていく、そのような仕組み作りが大切なのではないかと考える。

(c) コーディネーター

- 被害者は、突然、事件に遭い、いろいろなことが考えられなくなるので、

話を聞いて調整してくれるコーディネーター役が必要である。被害者にとっては、苦労はしても、一つずつ自分も頑張った思えることが多くあるのがよいと思うので、一緒に調整してくれるコーディネーターがいる仕組みになってほしい。

- コーディネーターは、全体を調整する役割やスーパービジョンといわれる指導や助言ができるような人というイメージで考えており、これには専門性も必要と感じている。
- コーディネーターは、犯罪被害者等支援に関するいろいろな知識やスキルを持っている必要もあるが、市区町村を含めた行政を引き出していくとなると、それだけではなく、行政の窓口や部署を知っていて紹介できることが必要ではないか。今議論しているような体制モデルを念頭に置くと、どうしても行政の関わりが重要になり、行政の窓口や部署につなげることができる人がコーディネーターを務めてもらいたい。
- 都道府県や市区町村のコーディネーター、特に、都道府県は、外部の人が地方公共団体の業務に精通しているとは思えないので、外部委託というイメージではないと考える。
- コーディネーター役は非常に重要で、国の主導できちんと養成するシステムを作ることが欠かせない。
- コーディネーターの専門性養成について、都道府県レベルのコーディネーターの研修は国が行ってもよいのではないか。市区町村レベルのコーディネーターも一緒に研修を行うということが考えられなくはないが、これは、都道府県のコーディネーターや研修を受けた人が行ってもよいし、犯罪被害者等支援はいろいろな領域があり、いろいろな知見が求められるので、国が既に行っている研修に取り込んでいくと効率的にできるのではないか。
- 支援センターでは、犯罪被害相談員が中心となって被害者から話を聞く形になっており、また、全国被害者支援ネットワークには、NNVSコーディネーターが十数名存在しているが、これらを増やしていくことも必要と考える。

(d) 専門職

- 担当者は、被害者のことだけではなく、いろいろな相談に乗っている経験豊富な人がよいと思う。ただし、加害者側の相談に乗っている人は、加害者も被害者と言われたりしており、それはまた別の問題であるため、加害者に関わっている人とは分けてほしい。
- 支援者は、被害者の話を聞いたときに、同じような感情になって辛くなるということも多々あるので、精神科医師によって、研修を行ってもらえるとありがたいし、被害者のカウンセリング自体も行ってもらえればありがたい。支援センターにそのような専門家がいるところもあるが、そうでないところもあり、その場合には、都道府県の中でつないでいく必要があるのではないかと考える。

- 都道府県にケアができるような専門家が必ずいるとは限らないため、警察の管区レベルで何かケアをするようなシステムがあればよいのではないかな。
- 専門職を配置するという点については、福祉部門に詳しい人がふさわしいと思うが、必ずしも国家資格を持っていなくても、福祉部門の行政職を経験している人であれば、相談にも慣れていて、特に、市区町村では、そのような人に活躍してもらうのも一つの方策かと考える。

(e) 基盤整備

- アンケートから、都道府県レベルでも市町村レベルでも、担当者は、ノウハウも経験もなく、非常に不安だという結果が出ており、研修は行うとしても、メンターというか、担当者をスーパーバイズする人がいる仕組みがあってしかるべきではないか。議論している会議が柔軟に多機能化すれば、その中で解消される可能性もあるが、普段からいろいろなことを相談できたり聞いたりできるような支援者の支援といったスーパーバイズ機能が必要ではないかと考える。

(6) 次回検討会の内容

座長から、次回検討会の内容について、本日の検討会での議論に引き続き、支援体制の構築に関する論点のうち機関内ワンストップサービスの在り方及びDX活用方策、支援内容に関する論点、支援の体制及び内容に関する検討結果を実現する方策の議論を行う旨説明がなされ、構成員より了解を得た。

また、事務局から、次回検討会については11月16日（木）10時から開催する予定である旨説明がなされた。